

1. 用語説明

法人市民税	市内に事務所、事業所を有する法人に均等割と法人税割を合算し課税
均等割	資本金等の額、従業員数に応じて定額の金額を課税
法人税割	法人税額に条例で定めた税率を乗じて課税
自主財源	地方公共団体が自主的に収入できるお金で市税、使用料、財産収入等
標準税率	地方公共団体が課税する場合の通常の税率
超過税率	地方公共団体が標準税率を超える税率を条例で定めて課税する税率
不均一課税	区分に応じて複数の超過税率を条例で定めて課税
扶助費	社会保障制度の一環として地方公共団体が法令に基づいて実施する給付等に係る経費
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費
地方交付税	地方財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するため、国が地方公共団体に対して交付する税

2. 位置付け等

・第6次日高市総合計画（施策26 財政運営）

※ 令和2年1月から新型コロナウイルス感染症が拡大したことによる景気後退から、税収への影響を令和2年度から検証していましたが、令和3年度に令和元年10月の法人税割の改正による影響、令和4年度中に人口減少による影響も評価し、政策、財政・税務等の部局で検証し、市の経営戦略会議等で検討を重ね、減収分となる自主財源について、影響範囲が少なく計画的に措置する必要があると総合的に判断し実施の時期を決定しました。

3. 根拠法令

■地方税法（抄）

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- (1) 市町村民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市町村たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

第294条 市町村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。

- (1) 市町村内に住所を有する個人
- (2) 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者
- (3) 市町村内に事務所又は事業所を有する法人

第312条 法人に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人の区分にじ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

第314条の4 法人税割の標準税率は、100分の6とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の8.4を超えることができない。

■市税条例（抄）

第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。

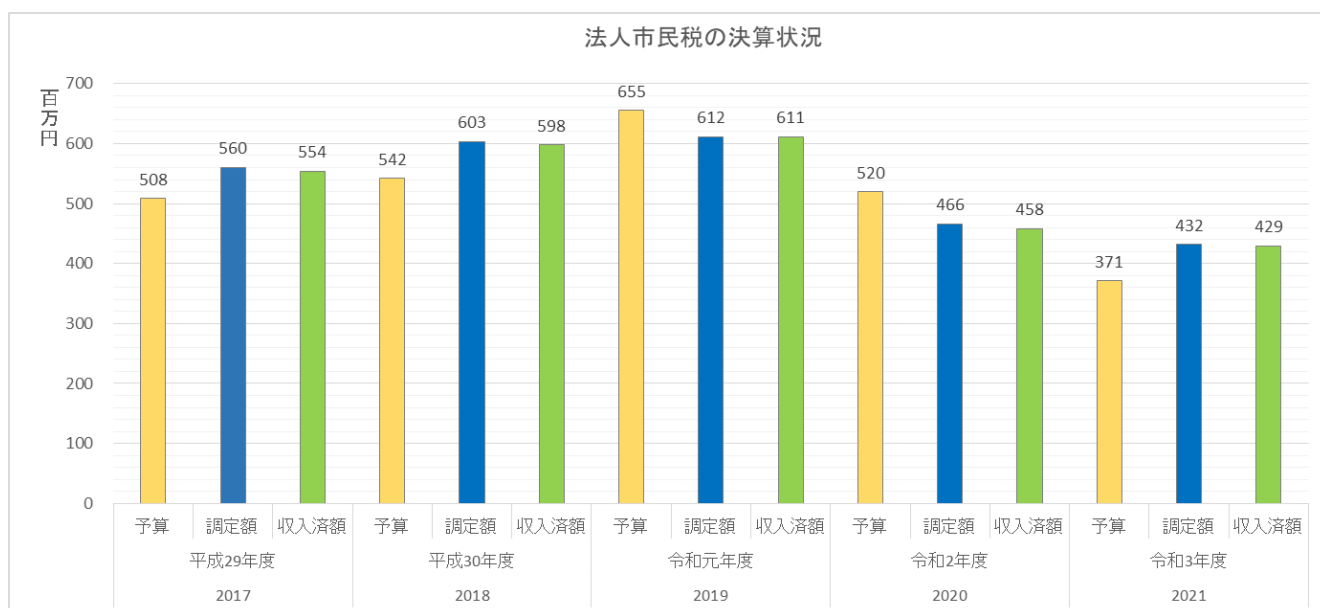
- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人

第31条 第23条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の税率は、3,000円とする。

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

第34条の4 法人税割の税率は、100分の6.0とする。欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

4. 決算状況



5. 税率改定による影響

標準税率（6%）から超過税率（8.4%）に改定

現行の法人税額 100万円 → + 24,000円

1,000万円 → + 240,000円

10,000万円 → +2,400,000円

6. 法人への対応

税率改定は、令和6年4月1日から適用となり、令和5年度中の1年間は対象法人（関与税理士）に個別の周知を図り、対象法人には事前に準備をしていただきます。

改正条例が公布後、速やかに広報、市ホームページにて公表し、対象法人（関与税理士）に通知するとともに個別に対応します。

コストプッシュインフレ、防衛費による法人税の付加課税等の外的要因については、現在、近隣市町より低い税率を採用している点、増収となる法人市民税を企業活動に資するインフラの更新・整備等の財源の一部として活用していく丁寧な説明を行い、理解を求めて参ります。